

## 処 分 基 準

令和 8 年 7 月 2 3 日作成

|                                                                                    |
|------------------------------------------------------------------------------------|
| 法 令 名 : 道路交通法                                                                      |
| 根 拠 条 項 : 第 7 5 条第 2 項                                                             |
| 処 分 の 概 要 : 自動車の使用制限命令                                                             |
| 原権者 (委任先) : 熊本県公安委員会                                                               |
| 法 令 の 定 め :<br>道路交通法第 7 5 条第 1 項 (自動車の使用者の義務)<br>道路交通法施行令第 2 6 条の 6 (自動車の使用の制限の基準) |
| 処 分 基 準 :<br>別紙のとおり                                                                |
| 問 合 せ 先 : 熊本県警察本部交通指導課 (電話番号 : 096-381-0110)                                       |
| 備 考 :                                                                              |

## 別紙

### 自動車の使用制限命令の処分量定の基準

使用制限の期間の量定については、原則として、次の基準により行う。

#### 1 用語の定義

この基準において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるところによるものとする。

##### (1) 処分対象行為

道路交通法施行令（以下「令」という。）第26条の6に規定する使用制限の処分基準に該当する場合における当該処分の事由となる自動車の使用者等の違反行為をいう。

##### (2) 処分事情

次に掲げる事情をいう。

ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、道路交通法（以下「法」という。）第117条の2第2項第1号若しくは第2号、法第117条の2の2第2項若しくは法第118条第2項第3号（法第75条第1項第5号に係る部分に限る。）の違反行為をし、又は過去1年以内に2回以上、法第118条第2項第3号（法第75条第1項第2号に係る部分に限る。）若しくは第4号、法第119条第2項第4号若しくは第119条の2の4第2項の違反行為をした者であること。

イ 自動車の運転者が令第26条の6第1号の表の下欄又は第2号の表の中欄に掲げる違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、若しくは傷つけたこと。

##### (3) 処分前歴

自動車の使用者が、当該自動車の使用の本拠において使用する自動車の運転について、過去1年以内に、法第75条第2項又は法第75条の2第1項若しくは第2項の規定による公安委員会の命令を受けたことをいう。

#### 2 期間の計算

令第26条の6第2号の表の下欄中「過去1年以内」という場合の期間の計算は、処分対象行為をした日を起算日として計算するものとする。

なお、この場合において、処分前歴の計算は、その処分期間の始期が過去1年以内にあるものについて計算するものとする。

また、1年間は、365日とするものとする。

#### 3 処分量定の基準

(1) 令第26条の6に規定する使用制限の処分基準に該当することとなった使用者に対する使用制限の処分期間の量定については、処分対象行為及び処分事情ごとに、その内容に応じてそれぞれの点数を付し、その合計点数を基礎として行うものとする。

##### (2) 処分対象行為に付する基礎点数

ア 処分対象行為に付する基礎点数は、それぞれ別表1に掲げるとおりとする。

イ 処分事情に付する点数

(ア) 処分事情のうち、前記1(2)アに掲げる事情については、自動車の運転者が下

命又は容認行為に係る違反行為を行った場合にのみ別表 1 に掲げる点数を付するものとする。

(イ) 処分事情のうち、前記 1 (2)イに掲げる事情については、別表 2 に掲げる点数を付するものとする。

(ウ) 使用者等の違反行為の数え方

処分事情のうち、前記 1 (2)アに掲げる使用者等の違反行為の数え方については、使用者等の下命又は容認ごとに 1 回として数えるものとする。

(3) 処分量定の方法

ア 点数計算の方法

処分量定の基準となる点数の計算方法は、前記(2)に従い、処分対象行為及び処分事情ごとに付された点数を合計するものとする。

イ 処分期間の量定

処分期間の量定は、前記アの合計点数及び処分前歴の回数に応じて行うものとし、その基準は別表 3 に掲げるとおりとする。

(4) 政令で定める基準との関係

前記(3)の方法により処分量定を行った結果、処分期間が令第 26 条の 6 の処分対象行為ごとに区分して規定されている処分期間の上限を超える場合には、その上限をもって処分期間とする。

別表 1 処分対象行為及び処分事情の違反行為に付する点数

| 区 分                 |               | 点 数   |
|---------------------|---------------|-------|
| 酒                   | 酔 い 運 転       | 3 6 点 |
| 麻                   | 薬 等 運 転       | 3 6 点 |
| 無                   | 免 許 運 転       | 2 6 点 |
| 無                   | 資 格 運 転       | 1 6 点 |
| 酒                   | 気 帯 び 運 転     | 1 6 点 |
| 過                   | 労 運 転 等       | 1 6 点 |
| 速                   | 度 超 過         | 6 点   |
| 放                   | 置 駐 車 違 反     | 6 点   |
| 積載物重量制限<br>超 過      | 1 0 割以上       | 6 点   |
|                     | 5 割以上 1 0 割未満 | 4 点   |
|                     | 5 割未満         | 2 点   |
| 積 載 物 大 き さ 制 限 超 過 |               | 2 点   |
| 積 載 方 法 制 限 超 過     |               | 2 点   |

(備考)

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「酒酔い運転」とは、法第 6 5 条第 1 項の規定に違反して酒に酔った状態（身体に血液 1 ミリリットルにつき 1 . 0 ミリグラム以上又は呼気 1 リットルにつき 0 . 5 ミリグラム以上のアルコールを保有する状態その他アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態をいう。）で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 2 「麻薬等運転」とは、法第 6 6 条第 1 項の規定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 6 1 条）第 3 2 条の 2 の

規定する物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。

- 3 「無免許運転」とは、法第64条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 4 「無資格運転」とは、法第85条第5項から第10項までの規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう。
- 5 「酒気帯び運転」とは、法第65条第1項の規定に違反して、身体に血液1ミリリットルにつき1.0ミリグラム未満の範囲内または呼気1リットルにつき0.5ミリグラム未満の範囲内において令第44条の3に定める程度以上にアルコールを保有する状態で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 6 「過労運転等」とは、法第66条の規定に違反する行為の下命又は容認行為をいう（2に規定する行為を除く）。
- 7 「速度超過」とは、法第22条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を超える速度で運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 8 「放置駐車違反」とは、法第44条第1項、法第45条第1項若しくは第2項、法第47条第2項若しくは第3項、法第48条、法第49条の3第3項、法第49条の4又は法第75条の8第1項の規定に違反する行為のうち、自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するもの又はその行為をした場合において自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為の下命又は容認行為をいう。
- 9 「積載物重量制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の重量の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 10 「積載物大きさ制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の大きさの制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。
- 11 「積載方法制限超過」とは、法第57条第1項の規定に違反して積載物の積載の方法の制限を超える積載をして運転する行為の下命又は容認行為をいう。

別表 2 交通事故に付する点数

| 交通事故の種別                                                | 点 数   |
|--------------------------------------------------------|-------|
| 死 亡 事 故                                                | 4 0 点 |
| 傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が3月以上であるもの又は後遺障害が存するもの          | 3 0 点 |
| 傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日以上3月未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。） | 2 0 点 |
| 傷害事故のうち、当該事故に係る負傷者の治療期間が30日未満であるもの（後遺障害が存するものを除く。）     | 1 0 点 |

（備考）

この表の用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 「死亡事故」とは、人の死亡の原因となった交通事故をいう。
- 2 「傷害事故」とは、他人を傷つける原因となった交通事故をいう。
- 3 「負傷者の治療期間」は、負傷者の数が二人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間とする。
- 4 「後遺障害」とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）第1条又は第2条に定める程度のものをいう。

別表 3

| 区分<br>点数    | 前歴なし    | 前歴 1 回  | 前歴 2 回  | 前歴 3 回<br>以 上 |
|-------------|---------|---------|---------|---------------|
| 6 ～ 1 0 点   |         | 2 0 日   | 4 0 日   | 6 0 日         |
| 1 1 ～ 1 5 点 | 1 0 日   | 3 0 日   | 5 0 日   | 7 0 日         |
| 1 6 ～ 2 0 点 | 2 0 日   | 4 0 日   | 6 0 日   | 8 0 日         |
| 2 1 ～ 2 5 点 | 3 0 日   | 5 0 日   | 7 0 日   | 9 0 日         |
| 2 6 ～ 3 0 点 | 4 0 日   | 6 0 日   | 8 0 日   | 1 0 0 日       |
| 3 1 ～ 3 5 点 | 5 0 日   | 7 0 日   | 9 0 日   | 1 1 0 日       |
| 3 6 ～ 4 0 点 | 6 0 日   | 8 0 日   | 1 0 0 日 | 1 2 0 日       |
| 4 1 ～ 4 5 点 | 7 0 日   | 9 0 日   | 1 1 0 日 | 1 3 0 日       |
| 4 6 ～ 5 0 点 | 8 0 日   | 1 0 0 日 | 1 2 0 日 | 1 4 0 日       |
| 5 1 ～ 5 5 点 | 9 0 日   | 1 1 0 日 | 1 3 0 日 | 1 5 0 日       |
| 5 6 ～ 6 0 点 | 1 0 0 日 | 1 2 0 日 | 1 4 0 日 | 1 6 0 日       |
| 6 1 ～ 6 5 点 | 1 1 0 日 | 1 3 0 日 | 1 5 0 日 | 1 7 0 日       |
| 6 6 点以上     | 1 2 0 日 | 1 4 0 日 | 1 6 0 日 | 1 8 0 日       |